

令和元(2019)年度諮問(一)第1号  
答申(一)第1号

「生活保護法に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

那須塩原市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

審査請求人は、生活保護受給中に、処分庁からの法第27条に基づく処分指導に従わなかったとして平成〇（〇〇）年〇月〇日に保護廃止（以下「前回処分」という。）となったが、その後、生活に困窮したため、同年〇月〇日に再度処分庁に対して保護申請を行い、同年〇月〇日に生活保護（以下「本件保護」という。）が決定された。

同年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対し、法第62条第3項に基づき、本件処分を行った。

同年9月1日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

審査庁は、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、令和元(2019)年5月9日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

なお、審査請求人は、前回処分に対して平成29(2017)年3月29日に審査請求（以下「前回審査請求」という。）を提起したが、これについて審査会は、平成30(2018)年9月26日、棄却されるべきという審査庁の判断は妥当であるとの答申を行い、審査庁は同年10月31日、当該審査請求を棄却する裁決を行っている。

## 第3 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人

法には自動車の保有及び使用を制限する根拠規定はないので、処分庁が行った本件処分は、違法である。

## 2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 本件処分の妥当性について

##### ア 審査請求人の自動車保有の適否について

(ア) 審査請求人は、法には自動車保有に関する特別の規定はなく、国も栃木県も自動車の保有を認めていると主張する。しかしながら、資産の活用については、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）第3において「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること」と規定されており、自動車等の資産は原則保有できない。

(イ) 審査請求人は、自動車は資産に該当し処分が原則というのは法律ではないため、法第27条及び法第62条第3項は適用できないと主張する。しかしながら、要保護者の資産の活用については、上記(ア)で述べたとおり、法第4条の規定に則り次官通知第3に規定されているものであることから、審査請求人の主張は採用できない。

(ウ) 審査請求人は、体の病気もあるので、自動車は交通機関として生活利便のために欠かせないものであり、また交通用具として地域の振興、人との交流、買物、通院にも不可欠であると主張しているが、審査請求人が自動車の保有要件に該当しないと判断された平成〇(〇〇)年〇月〇日の前回処分以降も従前の住所地に居住していることや、審査請求人とその妻（以下「審査請求人等」という。）から通院する病院の変更、障害の程度の変化、妻の就労など審査請求人の生活状況に何らかの変化がある等の新たな主張

はなく、それを明らかにする証拠も認められなかったことを踏まえ、昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）第3の問9及びその答に掲げる「通勤用自動車の保有を認めてよい場合」、同問12の答1に掲げる「障害者（児）が通院等のために自動車を必要とする場合」、同問12の答2に掲げる「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合」の自動車の使用及び保有要件のいずれにも該当しないと判断される。

- (エ) 審査請求人は平成21年に生活保護を申請した際に、当時の担当者が妻の自動車の保有を認めたと主張しているが、本件処分は審査請求人が再度保護申請した平成〇(〇〇)年〇月〇日から同年〇月〇日までの自動車保有の適否について判断し、決定された処分であり、請求人の主張は採用することはできない。

よって、審査請求人等が保有する自動車（以下「本件自動車」という。）は、次官通知第3の「5 社会通念上処分させることを適当としないもの」には該当せず、審査請求人等が自動車の保有要件を満たしていると認めることはできない。

イ 法第27条に基づく指導の妥当性について

- (ア) 処分庁は平成〇年〇月〇日付け「保護決定について」で本件自動車の保有否認など開始にあたっての問題点や援助方針を伝え、審査請求人等から署名押印を得、法第27条第1項に基づく口頭指導を行った。また、平成〇年〇月〇日付け那塩社第〇号により、同項の規定に基づき「(1)使用している自動車について、平成〇年〇月〇日までに処分し、挙証資料の提出を行うこと。(2)許可なく自動車を保有や運転をしないこと」について文書指導（以下「本件指導」という。）を行った。

審査請求人は、廃車することは了承していないと主張するが、同項に規定する指導指示は、実施機関の発意によって行われ、被保護者に受忍義務を負わせる性質のものであり、したがって、実施機関が被保護者に対し指導指示する上で被保護者本人の同意を要件とはしていない。

- (イ) 審査請求人は、本件処分は「被保護者の意に反して指導又は指

示を強制し得るものと解釈してはならない」という法第27条第3項の規定に反する強制執行であると主張するが、同項の規定の趣旨は、同条第1項の指導又は指示を履行させるために行政上の強制執行の手段を用いる余地がないことを明らかにしたものである。保護の実施機関である処分庁は、同条第1項に基づき、被保護者に対して保護の目的達成に必要な指導又は指示ができるとされており、本件指導は審査請求人が昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）第11の2(1)カに規定する「資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき」に該当するとして、処分庁が行った法に基づく指導ということができ、処分庁が強制的に自動車の処分を行ったものではないことから、強制執行ではなく、法第27条第3項の趣旨にも反するものではない。

ウ 法第62条第3項に基づく本件処分の妥当性について

- (ア) 審査請求人は、自動車の処分指導に従わないことをもって保護開始を拒むことはできないと主張する。しかし、平成18年3月30日付け日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（以下「平成18年課長通知」という。）のⅡの2(3)では、「指導指示に従わないことを理由として保護廃止とされた者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案したうえで保護の適用について判断し、保護の廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないとして申請を却下して差し支えない」と規定されている。

本件保護は、処分庁が、審査請求人等の生活に困窮しているとの訴えを踏まえ、保護開始後速やかに前回処分の理由となった自動車の処分を実行することを前提に決定したものであり、審査請求人の主張は採用できない。

- (イ) 審査請求人は、法には自動車に関する規定がないため、自動車の処分指導に従わないことを理由にした本件処分は法の濫用で違法な決定であり無効であると主張する。

しかし、審査請求人は処分庁が本件保護の申請時及び保護開始

当初から行ってきた自動車の処分についての指導に従わず、法第62条第1項の規定による指導等に従う義務に違反したことから、課長通知第11の問1の答3(1)の「最近1年以内において当該指導指示違反があったとき」に該当するため、法第62条3項に基づいて行われた処分であり、法に則り行われた処分と認められる。

また、保護の停止では審査請求人が自動車を処分し、処分庁の指示に従うことが見込まれず、同通知第11の問1の答3(3)の「保護の停止を行うことによっては、当該指導指示に従わせることが困難であると認められるとき」に該当するため、保護を廃止するという処分庁の判断は妥当であったと認められる。

(ウ) 審査請求人は、前回処分の際に、弁明の機会に出席したにもかかわらず保護が廃止されたことを理由として、今回の弁明の機会に出席せず、弁明の機会の付与が適法ではないと主張するが、弁明の機会の付与については、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならないという法第62条第4項の規定に基づいて設けたものであり、審査請求人の主張は認められない。

(エ) 審査請求人は、前回審査請求の結果が出る前に自動車を理由に二度も保護廃止をするのは非人道的で行政として乱暴であると主張する。

本件審査請求が提起された平成29(2017)年9月1日時点では、前回審査請求に係る事案は審理中で、当該事案の適法性又は妥当性の判断は出されていなかったため、処分庁が○年○月○日に保護申請を受理し、開始決定した後、法第62条第3項に基づく本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は見られない。

(オ) 審査請求人は、前回処分に係る保護受給期間中に「自動車を保有も運転もしない」という誓約書を取り交わしたとする処分庁の説明を虚偽であるとし、その虚偽をもって本件処分の根拠がなくなると主張するが、その誓約書の存在及び内容については、前回処分に係る保護受給期間に関するものであり、審査請求人が再度保護申請をした平成○(○○)年○月○日から同年○月○日までの期間に係る本件処分と直接の関係がないことから、その主張は採用できない。

(カ) 本件処分が「組織定期的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)」の「組織的な執行行為妨害等」にあたるとの主張については、本件処分が法第62条第3項に

基づく処分であったことは本件処分の決定通知からも明らかであり、審査請求人から本件処分と組織犯罪処罰法との関連性について説明がないことを踏まえると、その主張は採用することができない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれの主張も上記の判断を左右するものではなく、本件処分については、他に違法又は不当な点は認められない。

(3) まとめ

以上のことから、本件処分は、法令や各種通知に則って行われたものであり、違法又は不当な点はないことから、適法かつ妥当な処分であると認められる。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件審査請求について

(1) 本件処分は、処分庁が、審査請求人等の生活状況は自動車を保有できる場合に該当しないことから、本件自動車の処分等を求める本件指導を行ったところ、審査請求人が本件指導に従わないとして保護廃止を行ったものであるため、審査請求人が自動車の保有要件を満たしていたか否か、本件指導及び本件処分自体に違法又は不当な点があるか否かについて、以下検討することとする。

ア 審査請求人の自動車の保有要件への該当性について

(ア) 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、要保護者の資産の活用については、次官通知第3で、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適さない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること」とされていることから、資産である自動車は処分することが原則となる。ただし、同通知第3の5では「社会通念上処分させることを適当としないもの」については例外として自動車を保有することが認められていることから、その該当性について、以下検証する。

(イ) 被保護者の自動車保有については、課長通知において具体的な判断基準を示している。

a 課長通知第3の問9の答では、「障害者が自動車により通勤する場合」、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合」等に該当する場合であって、「自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に相当と認められるとき」は、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを相当としないもの」に該当するとして、通勤用自動車の保有を認めてよいとされている。

しかしながら、審査請求人は就労をしておらず、傷病により就労を中断している又は求職活動中である等の特別の理由も認められず、課長通知第3の問9の答に掲げる保有要件を満たしていないと判断される。

b また、課長通知第3の問12の答1では、「障害者（児）が通院等のために自動車を必要とする場合」であって、「当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること」等の要件に該当する場合には自動車の保有を認めてよいとされている。

審査請求人は、病気のため通院していることを主張しているが、障害に関する言及や証拠の提出もなく、当該保有要件を満たしているとは認められない。

c さらに、同通知第3の問12の答2では、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合」であって、「他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での

通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。」等の要件に該当し、かつ「その保有が社会的に妥当と認められるとき」は、自動車の保有を認めてよいとされている。

審査請求人の住居からかかりつけの病院までは、公共交通機関等を活用しての通院が可能であること、また、審査請求人からは、公共交通機関の活用が困難であるとの主張及びそれらを明らかにする証拠の提示等がなかったことを踏まえると、同通知第3の問12の答2には該当しない。

- (ウ) これらのことから、本件自動車は、次官通知第3の「5 社会通念上処分させることを適当としないもの」には該当せず、審査請求人等が自動車の保有要件を満たしているとは認められない。

イ 本件指導について

- (ア) 法第27条第1項では、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」とされており、この指導又は指示については、局長通知第11の1(1)で「要保護者が、保護の開始を申請したときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明の上適切な指導を行なうこと」とされ、また、同通知第11の2(1)で「保護受給中の者については、随時、1と同様の助言、指導を行うほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行うこと」とされており、具体的な場合として、「カ 資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき」が挙げられている。また、同(4)では、「口頭により直接当該被保護者に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達成されなかったとき、または目的を達成されないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする」とされている。

- (イ) これらを本件指導についてみると、処分庁から提出されたケー

ス記録の写し（以下「本件ケース記録」という。）によれば、本件保護の申請の際に自動車保有が認められないことを説明したうえでこれを受理した事実、処分庁が審査請求人等に対し、本件自動車の処分を口頭で指導した事実、審査請求人等が当該指導に従わなかった事実及び審査請求人等が当該口頭での指導に従わなかったことから処分庁が本件指導を行った事実が認められる。

したがって、本件指導は、局長通知第11の1(1)、2(1)及び(4)に則って行われたものと認められる。

また、本件指導は「使用している自動車について、平成〇年〇月〇日までに処分し、挙証資料の提出を行うこと」、「許可なく自動車を保有や運転をしないこと」という内容で、被保護者の生活上の義務について指導したものであり、指導内容が審査請求人にとって実現困難なものとは考えられず、不適切なものであったとはいえない。

なお、審査請求人は、本件処分は強制執行であり、法第27条第3項の趣旨に反する等の主張をしているが、前述のとおり本件指導は、法や局長通知に則って行われた指導であり、指導を履行させるために行政上の強制執行を行ったものではないため、審査請求人の主張は採用できない。

よって、本件指導に違法又は不当な点は認められない。

#### ウ 本件処分について

- (ア) 法第62条第1項では、「第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」とされ、法第62条第3項では、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる」とされている。

保護受給中の指導指示の具体的な取扱いについては、局長通知第11の2(4)で、「当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと」とされ、課長通知第11の間1の答では、「被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、

保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなる」としている。

これを本件処分についてみると、本件ケース記録から審査請求人等が平成〇(〇〇)年〇月〇日以降、処分庁による本件自動車の処分等についての指導を拒んでいた事実及び本件指導に審査請求人が従っていない事実が認められる。

- (イ) また、課長通知第11の問1の答後段では、「当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること」とされ、同答3において「次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。(1)最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反があったとき、(2)略 (3)保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」とされている。

審査請求人は、平成〇(〇〇)年〇月〇日にも本件自動車の処分の指導に従わずに前回処分を受けており、「(1)最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反があったとき」に該当する。また、本件ケース記録によれば、本件保護の申請について処分庁に相談した際にも自動車の保有否認を伝えられているにもかかわらず、審査請求人等が本件保護の申請時からの再三にわたる処分庁による本件自動車の処分についての指導に従わず、本件指導にも従わなかったことが認められ、「(3)保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難」であったと認められる。

よって、本件保護の廃止を行った処分庁の判断は妥当であったと判断できる。

- (ウ) 審査請求人は、弁明の機会に出席せずに、これを適法ではないと主張するが、法第62条第4項では、「保護の実施機関は、同条第3項の規定により保護の変更、停止、又は廃止の処分をする場合は当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない」とされており、処分庁は平成〇年〇月〇日付け那塩社第〇号で審査請求人宛てに同月〇日に市役所会議室において弁明

の機会を設けることを通知しており、手続的にも瑕疵は認められない。

- (エ) また、審査請求人は、前回審査請求の結果が出る前に自動車を理由に二度も保護廃止をするのは非人道的で行政として乱暴であると主張するが、平成18年課長通知のⅡの2では、「指導指示に従わないことを理由として保護廃止とされた者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案したうえで保護の適用について判断し、保護の廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないとして申請を却下して差し支えない」とされている。

前述のとおり、処分庁は、前回処分で保護廃止となった理由である本件自動車の保有について、本件保護の申請の受理から本件指導に至る各段階で指導しているにもかかわらず、これが解消されないために本件処分を行ったものであり、違法又は不当な点は見られない。

- (オ) 審査請求人は、前回処分に係る保護受給期間中に、自動車を保有も運転もしないという誓約書を取り交わしたとする処分庁の説明が虚偽であり、その虚偽をもって本件処分の根拠がなくなると主張するが、本件処分は、前述のとおり、平成〇(〇〇)年〇月〇日に本件保護の申請を受理し、保護開始決定をした後、法令の規定に則り行われたものであり違法又は不当な点は見られない。

- (2) 審査請求人は、その他「平成〇年〇月〇日に処分庁の職員が審査請求人等に暴言を吐いた」等、種々主張しているが、それらの主張は、いずれも上記の判断に影響を及ぼすものではない。
- (3) 以上のことから、本件処分は、法令や次官通知等の各種通知の規定に基づき適法かつ適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がない。

## 2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 4 附言

審査請求人が処分庁と十分に意思疎通が図れなかったことが、本件審査請求に至った要因の一つと考えられることから、今後、処分庁は、意思疎通を図ることが困難な者に対し、通訳等の専門家の支援など、可能な限り意思疎通を図る手段を講じ、同様な事案が発生しないよう真摯に取り組んでいく必要があることを申し添える。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和元(2019)年5月14日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和元(2019)年7月1日 (第15回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和元(2019)年8月5日 (第16回審査会第2部会)	・ 第2回審議

## 栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
坂 本 裕 一	株式会社下野新聞社取締役主筆	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)